

職業訓練期間中における

「所定労働時間の変更」・「休日の振替」について

所定労働時間外や休日に実施した訓練は賃金助成の対象外となりますが、訓練受講者に、あらかじめ所定労働時間の変更又は休日の振替を明示して実施した場合は対象となります。

この場合、支給申請書提出時には、あらかじめ明示した書類（写）を添付していただく必要があります。

① 所定労働時間の変更

<事前明示の例> ※あらかじめ訓練対象者に書面で通知願います。

〇〇研修参加者各位
〇年〇月〇日
総務部長

〇〇研修中の就業時間の
変更について
標記研修期間中の就業時間を下記のと
おり変更したので通知します。

記

就業規則の就業時間
始業 8:00 終業 17:00 休憩 1:00

↓

研修期間中の就業時間
始業 9:00 終業 18:00 休憩 1:00
(講習時間にあわせ変更)

② 休日の振替

<事前明示の例>

※あらかじめ対象者に書面で通知願います。

〇〇〇〇殿
〇年〇月〇日
総務部長

休日振替の通知について
研修期間中の休日を以下のとおり振替
るので通知します。
振替元 〇年〇月〇日(土)
振替先 〇年〇月〇日(水)

参考 《 振替休日の要件 》

意味

あらかじめ定めてある休日を、事前の手續きによりほかの労働日と振り替えること。

休日労働とはならないため、通常の賃金を支払えばよいこと。

要件

- ①就業規則等に振替休日の規定をする。
- ②4週4休の休日を確保した上で振替日を特定する。
- ③遅くとも前日までにどの休日をどの労働日に振り替えるか本人に通知する。
- ④振替後の休日は、あらかじめ使用者が指定する。

(◇振替休日と代休は異なります！
相違点は→裏面をご覧ください)

新潟労働局職業対策課助成金センター

人材開発支援助成金 特定訓練・一般訓練コース担当

〒950-0965 新潟市中央区新光町16-4荏原新潟ビル1F

電話025-278-7181 FAX025-278-7137

参考

《 振替休日と代休は異なります！！ 》

◇振替休日

意味・・・ あらかじめ定めてある休日を、事前の手続きによりほかの労働日と振り替えること。
休日労働とはならないため、通常の賃金を支払えばよいこと。

要件・・・ ①就業規則等に振替休日の規定をする。
②4週4休の休日確保した上で振替日を特定する。
③遅くとも前日までにどの休日をどの労働日に振り替るか本人に通知する。
④振替後の休日は、あらかじめ使用者が指定する。

◇代 休

意味・・・ 休日労働をさせた場合に、その代償として労働日を休日とすること。

休日労働をした事実は変わらない。

要件・・・ ①代休は使用者が指定することもあるし、労働者の申請により与えることもある。
②休日労働に対する割増賃金の支払いが必要。
③代休日に賃金を支払うかどうかは就業規則等の定めによる。

(詳しいことは労働基準監督署にお尋ねください。)